

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	項目	内容	定めた理由
1	開場の期日	<p>1 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場する。</p> <p>(1) 日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）</p> <p>(2) 水曜日（当該水曜日が属する週の月曜日から土曜日までの間に第3号に掲げる日が存する場合の水曜日又は1月5日及び12月27日から30日までの水曜日を除く。）</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(4) 1月2日から同月4日まで及び12月31日</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休業日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 休業日に開場し、又は休業日以外の日に開場しないときは、卸売業者は、直ちに、業務上必要と認める者に通知しなければならない。</p> <p>4 卸売業者は、開場日に臨時に休業し、又は休業日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめ、その期日及び理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>生鮮食料品等の安定的な流通を確保するため</p>
2	卸売業者の使用許可	<p>1 市場において卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、許可の申請が次のいずれかに該当するときは、許可をしない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者の役員に次のいずれかに該当する者がいるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 仲卸業者の役員又は使用人である者</p> <p>(3) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な資力及び信用を有しないと認めるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸業者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が宇都宮市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する密接関係者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をその業務に従事させているとき。</p>	<p>適正かつ健全な卸売業務を確保するため</p>
3	せり人の届出	<p>1 卸売業者は、市場において卸売を行うせり人について、市長に届け出なければならない。</p>	<p>適正なせり売を確保するため</p>
4	卸売業者の届出事項	<p>1 卸売業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。</p>	<p>適正な卸売業務を確保するため</p>

		<p>(2) 名称, 住所又は役員に変更があったとき。</p> <p>(3) 取扱品目ごとのせり開始時刻を定め, 又は変更したとき。</p> <p>2 卸売業者又はその清算人は, 次のいずれかに該当するときは, 遅滞なく, その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 卸売業者が解散したとき。</p> <p>(2) 卸売業者又はその役員が破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 卸売業者又はその役員がその業務に関し訴訟の当事者となったとき, 又はその判決があったとき。</p>	
5	卸売業者の記章の着用等	<p>1 卸売業者は, その役員及び使用人に, 市場内においては常に, 当該卸売業者を識別できる記章, 制服等を着用させなければならない。</p> <p>2 せり人は, 卸売のせり売に従事するときは, せり人であることを識別できる記章, 帽子等を着用しなければならない。</p>	卸売業者やせり人であることを明示するため
6	仲卸業者の使用許可	<p>1 市場において仲卸の業務を行おうとする者は, 取扱品目の部類ごとに, 市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は, 許可の申請が次のいずれかに該当するときは, 許可をしない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者の役員に次のいずれかに該当する者がいるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者で, その刑の執行を終わり, 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 卸売業者の役員又は使用人である者</p> <p>(3) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な資力及び信用を有しないと認めるとき。</p> <p>(4) 申請者が卸売業者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が暴力団又は密接関係者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。</p>	適正かつ健全な仲卸業務を確保するため
7	仲卸業者の事業報告書の提出	<p>1 仲卸業者は, 事業年度ごとに, 事業の概要書, 貸借対照表, 損益計算書等の書類により事業報告書を作成し, 当該事業年度経過後90日以内に, 市長に提出しなければならない。</p>	仲卸業者の財務や取引実態等を把握するため
8	仲卸業者章の着用等	<p>1 仲卸業者は, 仲卸業務に従事するときは, 市長が交付する仲卸業者章を着用しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は, 仲卸業者章を亡失し, 又は損傷した場合には, 直ちに, その旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において, 仲卸業者は, その実費を弁償しなければならない。</p> <p>3 仲卸業者は, その資格を失ったときは, 遅滞なく, 仲卸業者章を市長に返還しなければならない。</p>	仲卸業者であることを明示するため
9	仲卸業者の届出事項	<p>1 仲卸業者は, 次の各号のいずれかに該当するときは, 遅滞なく, その旨を市長に届け出なければならない。</p>	適正な仲卸業務を確保するため

		<p>(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 名称、住所又は役員に変更があったとき。</p> <p>2 仲卸業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 仲卸業者が解散したとき。</p> <p>(2) 仲卸業者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	
10	保証金の預託	<p>1 卸売業者・仲卸業者（以下この項において「卸売業者等」という。）は、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者等は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。</p> <p>3 卸売業者の預託すべき保証金の額は、1,000万円とする。</p> <p>4 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、施設使用料の月額3倍とする。</p> <p>5 保証金は、国債証券、地方債証券及び定期預金証書（質権設定承諾書付き）をもってこれに充てることができる。</p> <p>6 保証金について、差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者等は、指定期日までに、当該処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。</p> <p>7 卸売業者等は、保証金の預託を完了しない場合は、指定期日経過後その預託を完了するまでの間は、その業務を行うことができない。</p> <p>8 保証金は、卸売業者等がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、返還しない。</p>	市場使用料を確保するため
11	事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の届出等	<p>1 卸売業者・仲卸業者（以下この項において「卸売業者等」という。）は、市場における卸売又は仲卸の業務に係る事業の譲渡しをしようとするときは、あらかじめ、市長へ届け出なければならない。</p> <p>2 卸売業者等は、合併又は分割をしようとするときは、あらかじめ、市長へ届け出なければならない。</p> <p>3 卸売業者等の事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人（卸売業者等たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者等の許可を受けなければならない。</p>	卸売業者・仲卸業者の事業の譲り渡しや合併等を事前に把握するため
12	売買参加の承認	<p>1 市場において卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、取扱品目の部類ごとに、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、承認の申請が次のいずれかに該当するときは、承認をしない。</p>	円滑なせり売又は入札を確保するため

		<p>(1) 申請者が卸売の相手方として必要な資力及び信用を有しないと認めるとき。</p> <p>(2) 申請者が暴力団、暴力団員等又は密接関係者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。</p>	
13	売買参加章の着用等	<p>1 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、市長が交付する売買参加者章を着用しなければならない。</p> <p>2 売買参加者は、売買参加章を亡失し、又は損傷した場合には、直ちに、その旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、売買参加者は、その実費を弁償しなければならない。</p> <p>3 売買参加者は、その資格を失ったときは、遅滞なく、売買参加章を市長に返還しなければならない。</p>	売買参加者であることを明示するため
14	売買参加者の届出事項	<p>1 売買参加者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。</p> <p>(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	適正な売買参加を確保するため
15	受託物品の即日販売	<p>1 卸売業者は、当日の卸売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場して卸売しなければならない。ただし、委託者の指示がある場合又は市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。</p>	委託者の保護のため
16	上場の順位	<p>1 生鮮食料品等の上場は、同一品目の市場到着順に行う。</p> <p>2 卸売業者は、同一品目に属する受託物品と自己の計算による生鮮食料品等とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場する。</p>	委託者の保護のため
17	上場の単位	<p>1 卸売業者は、上場物品の単位を決定し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、取引の適正かつ効率的な流通の確保を図るため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、上場物品の単位の変更を命ずることができる。</p>	適正なかつ円滑な卸売を確保するため
18	現品又は見本による卸売の原則	<p>1 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本をもってする。</p> <p>2 卸売業者は、見本又は銘柄による卸売をする場合には、卸売開始時刻前に生鮮食料品等の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項を卸売場の所定の場所に掲示しなければならない。</p>	適正なかつ円滑な卸売を確保するため
19	生鮮食料品等の配列	<p>1 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をするときは、卸売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が当該生鮮食料品等の下見が十分できるように、当該生鮮食料品等を卸売場に配列しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引</p>	適正なかつ円滑な卸売を確保するため

		の円滑化に努めなければならない。	
20	売買取引の単位	1 売買取引の単位は、重量による。	適正かつ円滑な卸売を確保するため
21	卸売業者の第三者販売の報告	1 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、毎月、卸売の数量及び販売金額等を市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため
22	卸売業者の買戻しの制限	1 卸売業者は、市場においてその取扱品目に属する生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除き、その買受人から当該卸売に係る生鮮食料品等の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。	適正かつ円滑な卸売業務を確保するため
23	仲卸業者の直荷引きの報告	1 仲卸業者は、卸売業者以外の者からその取扱品目に属する生鮮食料品等を買入れて販売したときは、毎月、販売した数量及び販売金額等を市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため
24	受託物品の検収	1 卸売業者は、受託物品（市場外で引渡しをするものを除く。）の受領に当たっては、検収を確実に言い、異状を認めるときは、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。ただし、委託者の了承を得られたときは、この限りでない。 2 市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実に言い、異状を認めるときは、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。ただし、委託者の了承を得られたときは、この限りでない。 3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書及び前項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受けなければ委託者に対抗することができない。	適正な受託物品の検収を確保するため
25	受託物品の受領の通知	1 卸売業者は、受託物品を受領したときは、直ちに、委託者に対して通知しなければならない。ただし、受領した日から3日以内に売買仕切書を発送するときは、この限りでない。	適正な受領通知を確保するため
26	売買仕切書の送付	1 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、当該受託物品について、次に掲げる事項（卸売代金の変更をしたものについては、当該変更に係る次に掲げる事項）を記載した売買仕切書を送付しなければならない。 (1) 品目、等級、単価及び数量 (2) 前号の単価に前号の数量を乗じて得た額及びその額に100分の8（軽減対象資産以外のものにあつては、100分の10）を乗じて得た額並びにこれらの合計額 (3) 委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及びその額（消費税額及び地方消費税額を含む。）	適正な売買仕切を確保するため

		(4) 第2号に規定する合計額から前号に規定する額を控除した額	
27	卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示及び引取り	<p>1 卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等の買受人が明らかになるように措置しておかなければならない。</p> <p>2 買受人は、速やかに、買受物品を引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、買受人が買受物品の引取りを怠ったと認めるときは、その買受物品を当該買受人の費用で保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 前項に規定する買受物品の引取りを怠ったと認めるときは、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由がなくこれを引き取らないとき。</p> <p>(2) 買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、買受人に不当又は不正な行為があったと市長が認めたとき。</p> <p>5 第3項の規定により他の者に卸売をした場合において差損金を生じたときは、当該引取りを怠った買受人がこれを負担しなければならない。</p> <p>6 第3項の規定による保管の費用は、買受人がその買受物品を引取ったときに、前項の差損金は、卸売業者が他の者に卸売をしたときに、これを支払わなければならない。</p>	生鮮食料品等の引き取りのルールを明示するため
28	販売原票の作成等	<p>1 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、販売原票を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡票を作成し、買受人に交付しなければならない。</p>	<p>・取引の実態を把握するため</p> <p>・適正な物品の売渡を確保するため</p>
29	売買取引の制限	<p>1 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次のいずれかに該当するときは、売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な価格が形成されていると認めるとき、又は形成されるおそれがあると認めるとき。</p>	公正な取引を確保するため
30	衛生上有害な物品等の売買禁止等	<p>1 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下「衛生上有害な物品等」という）が市場に搬入されないよう努める。</p> <p>2 衛生上有害な物品等は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>	安全・安心な取引を確保するため
31	卸売の結果等の報告	<p>1 卸売業者は、毎開場日、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、次の事項を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) その日の品目ごとの卸売予定数量(主要な産地と併せて報告</p>	・開設者において卸売の結果等を公表するため

		<p>すること。売買取引の方法の別に区分して行うこと。)</p> <p>(2) 卸売をした数量及び卸売価格(主要な産地と併せて報告すること, 売買取引の方法の別に区分して行うこと, 卸売価格を高値, 中値及び安値に区分して行うこと。)</p> <p>2 卸売業者は, 毎月, その取扱品目に属する生鮮食料品等について, その月の前月に卸売をした数量及び卸売金額を市長に報告しなければならない。</p>	<p>・取引の実態を把握するため</p>
32	卸売代金の 変更の禁止	<p>1 卸売業者は, 卸売をした生鮮食料品等の卸売代金の変更をしてはならない。ただし, 市長の指定する検査員が正当な理由があると認めたときは, この限りでない。</p>	<p>卸売代金の変更の ルールを明示する ため</p>